

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所運営費は私立保育所に対する「委託費」として、一定の使途範囲を定める運用が示される
 ～「保育所運営費の経理等について（児発第299号：平成12年3月30日）」が廃止され、新たに「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」等の通知が発出…………… 1
- ・私立保育所の公定価格について、基本分内訳が示される
 ～【通知】「私立保育所の運営に要する費用について」が発出…………… 4
- ・秋の全国交通安全運動が9月21日より始まります
 ～子どもに対する交通安全教育の推進を…………… 6
- ・ネパール地震災害福祉支援活動へのご協力をお願い
 ～9月30日まで受け付けています…………… 6

◆子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所運営費は私立保育所に対する「委託費」として、一定の使途範囲を定める運用が示される◆

～「保育所運営費の経理等について（児発第299号：平成12年3月30日）」が廃止され、新たに「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」等の通知が発出

9月3日、内閣府及び厚生労働省は、通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」を、都道府県宛てに発出しました。本通知の発出により、「保育所運営費の経理等について（児発第299号：平成12年3月30日）」は廃止されます。また、同日併せて、本通知に係る「取扱い」並びに「運用」についての通知が発出されています。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、文言の整理（保育所運営費→委託費、民間施設給与等改善費→処遇改善等加算の基礎分）がなされました。また、児童福祉法第24条第1項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の使途範囲を定めることとされ、平成27年度分の委託費から適用されるため、委託費を他の社会福祉施設等に充てる際の弾力運用の要件について、「処遇改善等加算の賃金改善要件（キ

キャリアパス要件も含む。) のいずれも満たしていること」が盛り込まれています。

従来の通知からの主だった変更点については、以下のとおりです。通知の全文については別添資料をご参照ください。

【通知】「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 従来の通知からの主だった変更点等

○**保育所運営費**

→子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費

○**民間施設給与等改善費（民改費）**

→処遇改善等加算の基礎分（改善基礎分）

○委託費を、同一の設置者が運営する子育て支援事業（地域子ども・子育て支援事業）及び社会福祉施設等に係る経費等に充てる弾力運用の要件

→以下の、①～⑦及び①～③のいずれも満たすこと

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の基準が遵守されていること。
- ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

③ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。）のいずれも満たしていること。

○賃金改善要件分等の取扱い

賃金改善要件分については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（通知）」において、職員の賃金改善に充てることとされている（～略～）。

当該通知において、「**職員 1 人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。**」とされている点にも留意すること。

なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成27年 1 月14日公表（厚生労働省））」による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。

○委託費の経理に係る指導監督

本通知に定める以外の支出が行われていた場合には、**4 月分から翌年 3 月分までの間で貴職が適当と認める間の改善基礎分全額について加算を停止するもの**とすること。

なお、加算を停止した施設であっても、**別表 1 ***に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、「1 委託費の使途範囲」の(2)の①から⑦まで（前ページ 参照）に掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して、**別表 2 ***に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこと。

*別表1

- 1 「延長保育事業の実施について」（平成27年 7 月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「一時預かり事業の実施について」（平成27年 7 月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年 6 月 3 日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること

- 3 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- 4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年 5 月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認め

られるもの

- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ
- 6 「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成25年5月16日雇児発0516第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 休日保育加算の対象施設
- 8 「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

*別表2

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

◆私立保育所の公定価格について、基本分内訳が示される◆

～【通知】「私立保育所の運営に要する費用について」が発出～

9月3日、内閣府及び厚生労働省は、通知「私立保育所の運営に要する費用について」を、都道府県、指定都市、中核市宛てに発出しました。

私立保育所の保育の実施については、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後も市町村に実施義務があり、市町村から委託費として運営に要する費用が支弁されています。

委託費は、その性格上一定の用途範囲が定められることから、その適切な運用のため、基本分単価等の内訳について示されるものです。

以下に主だった項目について記載するとともに、通知の全文については別添資料をご参照ください。

【通知】私立保育所の運営に関する費用について（抜粋）

公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費（人件費、管理費） + 事業費

○ 事業費関係

一般生活費

- ・ 3歳未満児 児童1人月額 9,804円
- ・ 3歳以上児 " 6,637円

○ 管理費関係…別添資料の通知中の「基本分単価に含まれている管理費」のとおり

○ 人件費関係

平成27年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費（年額）	
			調整数	基本額	平成26年度当初	平成27年度当初
所 長	(福) 2-33	251,500円	-	-	約459万円	約466万円 (+1.5%)
主任保育士	(福) 2-17	231,744円	1	9,200円	約423万円	約430万円 (+1.7%)
保 育 士	(福) 1-29	197,268円	1	7,800円	約356万円	約363万円 (+2.0%)
調 理 員 等	(行二) 1-37	168,100円	-	-	約292万円	約299万円 (+2.3%)

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。
- 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
- 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
- 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。
- 5 地域区分について別途加味する必要がある。
- 6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。

○ 処遇改善等加算（基礎分）

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10年以上	10%	2%
11%加算分	9年以上 10年未満	9%	2%
10%加算分	8年以上 9年未満	8%	2%
9%加算分	7年以上 8年未満	7%	2%
8%加算分	6年以上 7年未満	6%	2%
7%加算分	5年以上 6年未満	5%	2%

6%加算分	4年以上	5年未満	4%	2%	
5%加算分	3年以上	4年未満	3%	2%	
4%加算分	2年以上	3年未満	2%	2%	
3%加算分	1年以上	2年未満	1%	2%	
2%加算分	1年未満		0%	2%	

◆秋の全国交通安全運動が9月21日より始まります◆

～子どもに対する交通安全教育の推進を～

平成27年度の秋の全国交通安全運動が、9月21日～30日の10日間にわたり実施されます。

今年度の全国交通安全運動推進要綱では、「保育所、幼稚園、小学校等における実施要領」として、「保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。また、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。さらに、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。」とされています。

子どもに対する交通安全教育の推進として、「保育所の児童に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等を含めた自転車の安全な乗り方等の正しい交通ルールと交通マナーの教育の実施」等について、本会の会員保育所への周知に関する依頼がありました。

詳細は、下記 URL からご確認ください。

http://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h27_aki/youkou.html

◆ネパール地震災害福祉支援活動へのご協力の

お願い◆

～9月30日まで受け付けています～

4月25日に首都カトマンズを襲った地震では、多数の人が犠牲になるとともに、生活基盤も甚大な被害を受けました。これまでも緊急の救援活動が実施されてきましたが、今後は中長期的な復旧・復興に関する支援が必要になっています。

そこで、被災地域の支援を行う福祉団体等の活動を側面的に支援するための募金を実施しております。本募金は9月30日まで受け付けを行っています。

本募金の趣旨等をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

送金口座 ①ゆうちょ銀行 振替口座 00180 -3-730009
口座名義 社会福祉法人 中央共同募金会
②三井住友銀行 東京公務部 普通預金 0162563
口座名義 社会福祉法人 中央共同募金会